

医療基本法 共同骨子

患者の声を医療政策に反映させるあり方協議会
患者の権利法をつくる会
医療政策実践コミュニティー・医療基本法制定チーム
2012年4月15日

2012年4月15日に開催した「医療基本法の制定に向けて。今こそ！」の主催・共催3団体は、医療基本法の早期の制定が必要であるとの考えで一致し、「医療基本法 共同骨子」を策定した。超党派の国会議員による議員立法により、広く速やかな意見聴取と合意形成により、迅速な制定を望むものである。

□ 趣旨

患者にとって質の高い医療があまねく提供され、国民の救えるはずの命が救われ、取り除かれるべき苦痛が取り除かれ、病気になっても病気と向き合って生きていける社会を、国民が力を合わせて実現することが急務である。

このため、高度の公共性に則った、患者本位かつ相互信頼に基づいた医療を構築することで、憲法25条の生存権と13条の幸福追求権が具現化されるよう、下記の6項目を骨子とした医療のグランドデザインたる「医療基本法」を制定する。

□ 骨子6項目

1 「医療の質と安全の確保」

患者・国民が質の高い安全な医療を、十分な情報提供と納得の下に、あまねく受けられるよう、医療提供等にとって必要な対策を実施する。

2 「医療提供体制の充実」

必要な医療従事者を育成し、診療科や地域による偏在を是正し、医療機関の整備と機能分化・適正配置を進め、十分に連携された切れ目のない医療提供体制を実現する。

3 「財源の確保と国民皆保険制度の堅持」

負担と給付のバランスに関する国民的合意を形成し、医療の質とアクセスのために必要な財源を確保し、国民皆保険制度を維持・発展・強化する。

4 「患者本位の医療」

世界保健機関（WHO）の国際的な理念と日本国憲法に沿って、患者の権利と尊厳を尊重し、患者本位の医療が実現される体制を構築する。

5 「国民参加の政策決定」

患者・国民が参加し、医療の関係者が患者・国民と相互信頼に基づいて協働し、速やかに政策の合意形成が行われ、医療を継続的・総合的に評価改善していく仕組みを形成する。

6 「関係者の役割と責務」

国、地方公共団体、医療機関、医療従事者、医療関係事業者、医療保険者及び患者・国民等、それぞれの立場が担う役割と責務を明確にする。